



一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>  
 鳥取労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>  
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311  
 編集責任者 村澤 幸二

## 鳥取労働局行政運営方針について

### 【鳥取労働局行政運営の基本方針】

鳥取労働局は、国の総合労働行政機関として、地域の実情を踏まえ県民からの期待に応えるため、働き方改革の推進をはじめとする各種施策の計画的、効果的な運営を行います。

このために鳥取労働局では、毎年度「行政運営方針」を策定しており、2020年度は以下の項目を最重点課題として、行政運営を行うこととしています。

### 【2020年度の最重点施策】

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援</li> <li>○長時間労働の是正</li> <li>○雇用形態に関わらない公正な待遇の確保</li> <li>○労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備</li> <li>○職場における総合的なハラスメント対策の推進</li> </ul> | <p>2 多様な人材の活躍促進と人材確保支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材確保対策の総合的な推進</li> <li>○就職氷河期世代の活躍支援</li> <li>○障害者の就労促進</li> <li>○高齢者の就労・就業機会の確保</li> <li>○外国人材受入れの環境整備</li> <li>○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の取組推進（101人以上300人以下規模企業）</li> </ul> |
|--|---|

## 令和2年度全国安全週間の実施について

### 1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上の死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の

目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

### エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減

### 2 期間

7月1日から7月7日まで。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

(次頁につづく)

(前頁のつづき)

8 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

(1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
- ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

- ① 安全衛生活動の推進
  - ア 安全衛生管理体制の確立

- イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
- ウ 自主的な安全衛生活動の促進
- エ リスクアセスメントの実施
- オ その他の取組
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 建設業における労働災害防止対策
  - イ 製造業における労働災害防止対策
  - ウ 林業の労働災害防止対策
  - エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
  - オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
  - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
  - イ 交通労働災害防止対策
  - ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
  - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）

# 労働保険年度更新は早めの手続きを！

労働保険の年度更新手続きの時期となりました。

令和2年度の労働保険年度更新は、6月1日（月）から7月10日（金）までの間に「令和元年度の確定保険料」及び「令和2年度の概算保険料」並びに「石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金」の申告・納付手続きが必要となりますので申告・納付手続きをお願いします。

労働保険年度更新申告書等の関係書類は、5月末に厚生労働省から各事業主あてに発送します。

申告書は、期間中、県内各所に設ける集合受付会場、最寄りの金融機関・郵便局・鳥取労働局等で受け付けします。

◎インターネットを利用した電子申請・電子納付の利用も可能です。待ち時間を気にせず手続きできますのでご利用ください。詳しくは、「電子政府の総合窓口（e-Gov）」（<http://www.e-gov.go.jp/>）をご覧ください。

◎労働保険年度更新に関するお問い合わせは、コール

センターをご利用ください。

開設期間は、5月29日（金）から7月14日（火）です。

受付時間：平日9時～17時

電話番号：0120-560-710（フリーダイヤル）

◎申告書の作成や納付の方法等については、「労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください。

◎法人の行う事業については法人番号の記入が必要になりますので、申告書の法人番号欄が空欄の場合は法人番号の記入をお願いします。

◎平成31年4月1日以降の一括有期事業に係る地域要件は廃止になりました。

◎集合受付会場においては、事故防止のため保険料納付の取り扱いは行っておりませんので、金融機関での保険料納付をお願いいたします。

詳しくは、鳥取労働局総務部労働保険徴収室

## 令和2年度 年度更新集合受付 開催日程

新型コロナウイルス対策で集合受付が中止になる場合があります。その場合は、改めてお知らせします。

地 区	月 日	時 間	会 場
東 部	6月 8日（月）	9:00～17:00	鳥取労働局（4階会議室）
	6月 9日（火）	9:00～17:00	＃
	6月15日（月）	9:00～17:00	＃
	6月19日（金）	9:00～17:00	＃
	6月24日（水）	9:00～17:00	＃
	7月 1日（水）	9:00～17:00	＃
	7月10日（金）	9:00～17:00	＃
中 部	6月12日（金）	10:00～16:00	倉吉地方合同庁舎（4階第2会議室）
	6月22日（月）	10:00～16:00	＃（4階第1会議室）
	6月30日（火）	10:00～16:00	＃
	7月10日（金）	10:00～16:00	＃
西 部	6月10日（水）	10:00～16:00	ハローワーク米子（大会議室）
	6月16日（火）	10:00～16:45	＃
	6月17日（水）	9:30～16:00	境港商工会議所（展示室）
	6月23日（火）	11:00～15:00	日野町山村開発センター（小会議室）
	6月26日（金）	10:00～16:00	ハローワーク米子（大会議室）
	7月 2日（木）	10:00～16:00	＃
	7月10日（金）	10:00～16:00	＃

○ 労働保険事務組合に労働保険関係事務を委託している事業主の場合は、労働保険事務組合を通じて申告・納付を行います。

# 「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の実施について

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の一環として、毎年5月1日から9月30日まで「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(4月を準備期間、7月を重点取組期間)を実施し、各災害防止団体等と連携してその対策に取り組んでいます。

全国における昨年1年間の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上死傷者数が790人、内死亡者数が26人となり、多くの労働者が被災されています。

一方、鳥取県内では、休業4日以上死傷者数が1人に止まりましたが、これが死亡災害となっています。

全国の状況を業種別にみますと、死傷者数については、

過去10年で初めて製造業が建設業を上回って最も多く、屋内作業中の被災が目立っています。死亡者数については、建設業、製造業、警備業の順に多く、WBGT値(暑さ指数)に応じた対策ができていない例や熱中症に罹患した労働者の発見や救急搬送が遅れた例が多く認められています。

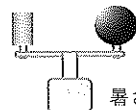
会員各事業場におかれては、事業者が率先して、衛生管理者や熱中症予防管理者等による衛生管理を徹底し、下表の熱中症予防対策について、確実な取組を実施していただきますようお願いいたします。

## キャンペーン期間(5月1日～9月30日)

STEP 1

### ☐ 暑さ指数(WBGT値)の把握

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	暑さ指数を下げるための設備の設置		
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備		
<input type="checkbox"/>	涼しい服装など		
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、単独作業を控え、暑さ指数に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、暑さ指数を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

### ☐ 異常時の措置

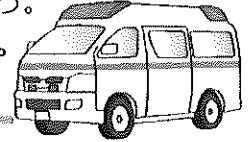
～少しでも異常を感じたら～

- ・一旦作業を離れる
- ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。
- 水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく、すぐに救急車を呼びましょ。



# 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」について

近年、労働災害による休業4日以上<sup>＊</sup>の死傷者のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、また、労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）をみると男女ともに最少となる25～29歳と比べ、65歳～69歳で2.0倍、女性で4.9倍と相対的に高くなっています。

こうした中、令和元年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれました。

このような状況を踏まえ、高齢労働者の労働災害防止を目的として、「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」（以下「有職者会議」という。）を開催し、就業状況、労働災害発生状況、健康・体力の状況に関する調査分析を実施するとともに、

事業者及び労働者に求められる事項や、国、関係団体等による支援について検討が行われました。

令和2年1月17日に公表された有識者会議の報告書を踏まえ、今般新たに「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）が策定され、事業者及び労働者に求められる事項等がとりまとめられました。

つきましては、このガイドラインの趣旨を御理解の上、高齢労働者の労働災害を防止するため各事業場の実情に応じた多様な取組が促進されますよう御協力よろしくお願ひします。（別添資料1 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要（エイジフレンドリーガイドライン）参照）

## 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要

別添資料1

（エイジフレンドリーガイドライン）

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです<sup>＊</sup>。

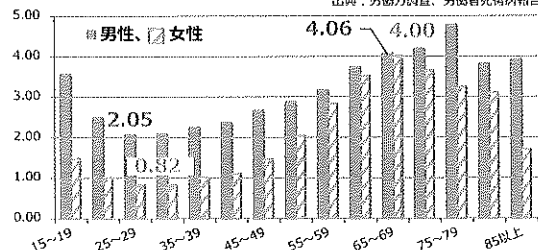
※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

### 背景・現状

- 労働災害による休業4日以上<sup>＊</sup>の死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。（平成30年は26.1%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年齢層で相対的に高い。（25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍）

<年齢別・男女別の労働災害発生率（千人率）平成30年>

出典：労働力調査、労働者死傷病報告



### 高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針（令和元年6月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

### 求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。

## 事業者求められる取組

(1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
  - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
  - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
  - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
  - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
  - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
  - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
  - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
  - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
  - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



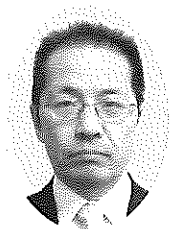
## 労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

## 国・関係団体等による支援の活用

- (1) 中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- (2) 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- (3) エイジフレンドリー補助金等の活用(令和2年度創設予定)
- (4) 社会的評価を高める仕組みの活用(安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等)
- (5) 職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

## 着任のご挨拶



鳥取労働局 局長 石田 聡

このたび3月31日付けで鳥取労働局長を拝命しました。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃から労働行政の円滑な運営につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響によって個人消費や企業の生産活動にここのところ弱い動きがみられるようになってきています。

鳥取県内の有効求人倍率は令和2年2月分で1.58倍(季節調整値)と、求人が求職を上回る状態で推移しておりますが、有効求人数は2月連続で低下(原数値、対前年同月比)しており、今後の雇用情勢の動きには十分な注視が必要と考えています。

鳥取労働局管内では、新型コロナウイルス感染症の影

響による特別相談窓口を県内3か所に開設し、事業主もしくは労働者の皆様からのご相談のご対応をさせていただいています。

また、労働者の雇用維持のための雇用調整助成金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給要件や支給率等の特例措置を実施しているところですが、当局管内は中小規模事業者も多く、各種助成金制度や支給申請手続きに関する周知、相談等への対応をよりきめ細かく実施する必要があります。

鳥取労働局といたしましては、鳥取県労働基準協会と密接な連携を図り、会員企業はじめ事業主の皆様への的確な情報をお届けすることが重要と考えております。引き続きのお力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、新型コロナウイルスの1日も早い終息、そして一般社団法人鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方のご発展とご健勝を心より祈念申し上げ、着任のご挨拶とさせていただきます。



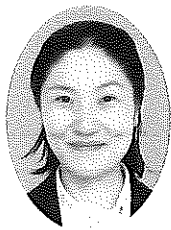
鳥取労働局 労働基準部  
賃金室長 久保田 剛

4月1日付けで労働基準部賃金室長を拝命しました久保田です。

鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方には、最低賃金（鳥取県最低賃金790円）の周知等に特段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

最も重要な労働条件のひとつである賃金については、働き方改革による同一労働同一賃金の新しいルールが導入されるなど、改めて、事業場において検討する必要があります。人材確保等のため賃金引上げを検討される際には、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額（25円～）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する「業務改善助成金制度」がありますので、是非ご活用いただければと思います。

会員の皆様方には、最低賃金等の周知や統計調査など、引き続き、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



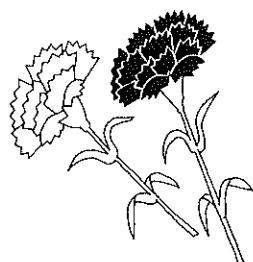
鳥取労働局 労働基準部  
労災補償課長 渡辺 章子

このたび4月1日付けで鳥取労働局労働基準部労災補償課長を拝命いたしました渡辺です。鳥取県労働基準協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より、労災補償行政の運営に当たりまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

生まれも育ちも関東でして、西日本での勤務は初めてになります。鳥取県は人が温かく食べ物もおいしいと聞いておりましたが、日々、そのことを実感しているところです。

昨年4月から働き方改革関連法案が施行され、本年6月からは職場におけるパワーハラスメントの防止対策が事業主に義務づけられます。職場におけるハラスメントによる精神障害や、長時間労働による脳・心臓疾患等の労災認定に対して、国民の皆様の関心が高まってきております。また、いわゆる兼業、副業をされていた方に対する労災補償給付について、今般の国会で改正法が成立したところです。新型コロナウイルスの感染拡大により平常と異なる年度の始まりとなったところですが、労災補償行政の基本である、迅速、公正な事務処理を進めて参りたいと存じますので、今後とも会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方のますますのご発展とご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



米子労働基準監督署  
署長 山田正道

この度、4月1日付けで、米子労働基準監督署長を拝命いたしました。

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員事業場の皆様には、日頃から労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は昨年度まで鳥取労働局内にて勤務していたことから、署での勤務は3年ぶりとなります。しかし、異動してみると、今般の新型コロナウイルスの影響で経済・雇用情勢等が一変し、西部地区の事業場においても多大な影響が出ていることは、数日間、窓口等における相談状況を見ただけでも強く感じられます。これまでも、パブル崩壊、リーマンショックと様々な経済的困難はありましたが、ここまで短期間で大きな変化はなかったように思えます。

しかしながら、労働者の安全・安心を確保することはいかなる状況下においても必要であり、労働条件の改善や労働災害防止等のための取組、支援につきましては、会員事業場の皆様のご協力を得ながら進めたいと考えております。また、これまで積極的な取組をお願いしてきた働き方改革につきましても、職員とともに丁寧できめ細かな対応、サポート等に努めることとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、会員事業場の皆様の益々の発展と皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



倉吉労働基準監督署  
署長 國政達也

この度、4月1日付けで倉吉労働基準監督署長を拝命いたしました。

一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部会員の皆様には、日頃から当署における労働基準行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、平成9年から鳥取労働局で勤務をしておりますが、倉吉署での勤務は今回が初めてとなります。

さて、令和2年度は働き方改革関連法により改正された労働基準関係法令の規定のうち、時間外労働の上限規制が、今まで猶予されていた中小事業主にも適用されるほか、他の労働関係法令の改正も多数あります。当署では、事業主の皆様に法令の趣旨・内容を理解し、改正に対応していただくため、懇切丁寧な指導・支援を心がけてまいりたいと思います。

また、労働災害防止につきましては、近年、全国的にも災害件数の減少が鈍化、または逆に増加傾向にあることから、1件でも災害を減らすよう知恵を絞っていきたいと考えております。

現在、新型コロナウイルスが全国的に猛威を振るい、山陰両県においても感染者が確認されました。当署でも関連の相談が多く寄せられており、こちらの対応にも全力を挙げたいと思います。

会員の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



### 賃金関係の調査に御協力をお願いします

鳥取労働局では、毎年、次の3つの賃金に関する調査を行っています。

#### ① 賃金改定状況調査

賃金改定状況調査は、中央最低賃金審議会における目安審議に資することを目的として、本年と昨年の6月分の賃金について改定状況を調査するものです。

#### ② 最低賃金に関する基礎調査

最低賃金に関する基礎調査は、鳥取地方最低賃金審議会における最低賃金の改正審議に資することを目的として、本年6月分の賃金支給状況を調査するものです。

#### ③ 賃金構造基本統計調査

賃金構造基本統計調査は、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等に明らかにすることを目的として、昭和23年以降実施しており、6月分の賃金支給状況について全国的に調査を行うものです。

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査結果は報告書として公表され、事業場における賃金決定の資料等に広く利用されています。

これらの調査は、個別の事業場の名称が公表されることはありません。また、その調査目的以外には使用することはありません。

調査票が届いた事業場におかれましては、御協力をお願いいたします。

### 令和2年度(第48回)鳥取県産業安全衛生大会

日時：令和2年9月29日(火)  
13時15分～16時30分

場所：倉吉未来中心 大ホール  
(倉吉市駄経寺町212-5)

主な内容：各災害防止団体等の表彰  
事業場からの活動事例発表  
特別講演  
大会宣言 など

\*新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催日を変更(延期)しました。  
《7月2日(木)→9月29日(火)》

## 東部支部だより

### 労働災害急増中!!

鳥取労働基準監督署

当署管内の労働災害が急増しています。令和2年1月から同年3月末日までに発生した労働災害による休業4日以上の死傷者数(速報値)は、全産業で35人と前年

同期よりも約7割増加していますし、業種別に見てもほとんどの業種が前年同期よりも増加しています。

特に、建設業では、前年8月に熱中症による死亡者が発生しましたが、本年はすでに車両系建設機械の転落により1人死亡していますし、林業では、休業4日以上の死傷者数がすでに8人に上っており、これは前年同期の4倍、前年1年間の死傷者数(9人)にあと1人で達してしまうという危機的状況にあります。(表1参照)

労働災害を減少させるには、

- ① 事業場内に存在する労働災害の原因となるリスクを洗い出すこと (現状の把握)
- ② 洗い出したリスクを労働者に周知し、注意喚起すること (安全の「見える化」)
- ③ 洗い出たリスクに点数を付けて点数の高いものからリスクの点数を減らす対策を講じること (リスクアセスメント等の実施)
- ④ 講じた対策を踏まえた作業標準の作成・見直し、作業標準の周知及びこれによる作業の徹底 (労働者に対する安全衛生教育の実施)

に継続的に取り組むことが重要です。

当署管内の事業場におかれては、これ以上労働災害を発生させないために、以上の4項目に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

表1 令和2年鳥取署管内で発生した労働災害による休業4日以上の死傷者数(令和2年3月末日現在) 令和2年 平成31年 増減比(%)

	令和2年	平成31年	増減比(%)
全産業	35(1)	21(0)	66.7
製造業	6(0)	4(0)	50.0
建設業	4(1)	3(0)	33.3
運輸交通業	5(0)	2(0)	150.0
林業	8(0)	2(0)	300.0
卸・小売業	3(0)	5(0)	-40.0
飲食店	1(0)	2(0)	-50.0
清掃業・ビルメンテナンス業	0(0)	1(0)	-100.0
旅館・ホテル業	0(0)	0(0)	0.0
保健衛生業	3(0)	1(0)	200.0
通信業・金融業	1(0)	0(0)	※
上記以外のその他の業種	4(0)	1(0)	300.0

※( )内の数値は死亡者数で内数

# 本年4月1日付人事異動で着任された各課長からご挨拶をいただきました

## 業務課長 長谷川 徹

この度、4月1日付けで業務課長を拝命いたしました長谷川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政に格別のご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の働き方改革の推進に関連し、長時間労働の是正、過重労働による健康障害防止措置、また、労災補償関連では長時間労働等を原因とする過労死等の複雑困難事案の請求件数の増加など、労働基準行政を取り巻く環境はより厳しい状況に置かれており、日々限られた職員数で業務にあたっている状況でありますので、各職員が少しでもスムーズに業務を行えるよう、業務課として監督署全体をサポートできるよう努めてまいりたいと思ひます。

本年度も引き続き労働基準行政へのご理解とご協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

## 第二方面主任監督官 山田 恭大

このたび、4月1日付けで第二方面主任監督官を拝命いたしました。鳥取県労働基準協会東部支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働基準行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は、改正労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されるなど、働き方改革関連法の本格的な適用が始まります。

鳥取労働基準監督署においても、改正労働基準法の丁

寧な説明と円滑な施行に取り組んでまいります。

本年度も引き続き労働基準行政にご理解とご協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

## 第三方面主任監督官 杉山 結唯

4月1日付けで第三方面主任監督官を拝命いたしました。よろしくお願ひいたします。

本年度は、働き方改革関連法の中小企業への適用拡大という重要な局面を迎えておりますが、今般の新型コロナウイルスの影響も加わり、会員の皆様におかれましては、様々なご対応に苦慮しておられることと思ひます。

鳥取労働基準監督署におきましても、管内の労働基準行政の推進のため、皆様のご質問等へは懇切丁寧な説明に努めてまいりますので、お困りの際はご相談ください。

今後とも、労働基準行政にご理解とご協力のほど、よろしくお願ひ致します。

## 労災課長 中塚 隆

4月1日付けで労災課長に着任いたしました中塚と申します。前任地は鳥取労働局総務部総務課で、総務係長として勤務しておりました。

鳥取労働基準監督署労災課の勤務は今回で3回目ですが、労働保険適用徴収業務、労災補償業務等の適正な運営に努めて参りたいと思ひますので、御協力を賜りたくお願ひ申し上げます。

短文ではございますが、最後に貴支部の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念して着任の挨拶といたします。

主な業種別では、建設業、林業、運輸交通業、卸小売業において前年と比べて減少しましたが、製造業は34.8%増加にと過去4年連続の減少から増加に転じています。(表1参照)

労働災害を事故の型別に分析しますと、全産業において、転倒災害が62人と最も多く、次いで墜落・転落災害が50人、はさまれ・巻き込まれ災害が41人と続き、これら3種の事故の型の合計で全体の65%になります。また、これら3種の事故の型は業種別にも高い発生率となりました。(グラフ1参照)

(次頁につづく)

# 西部支部だより

## 令和元年 労働災害発生状況について

令和元年に発生した米子労働基準監督署管内における休業4日以上死傷者数は、全産業で234人となり、前年と比べて14人、5.6%減少しました。

表 1 労働災害発生状況 (米子労働基準監督署管内の休業4日以上死傷者数)

米子労働基準監督署	令和元年	平成30年	増減数	増減率 (%)	令和2年 3月末	平成31年 3月末	増減数	増減率 (%)
全 産 業	(2) 234	248	-14	-5.6	53	32	21	65.6
製 造 業	62	46	16	34.8	11	9	2	22.2
建 設 業	31	32	-1	-3.1	10	3	7	233.3
運 輸 交 通 業	(1) 26	38	-12	-31.6	5	7	-2	-28.6
林 業	2	5	-3	-60.0	2	0	2	-
卸 売 ・ 小 売 業	39	44	-5	-11.4	6	7	-1	-14.3
清掃業・ビルメンテナンス業	12	11	1	-9.1	5	1	4	400.0
旅館・ホテル業	5	9	-4	-44.4	1	1	0	0.0
保健衛生業	20	25	-5	-20.0	3	3	0	0.0
通信業・金融業等	7	8	-1	-12.5	4	0	4	-
上記以外のその他の事業	(1) 30	30	0	0.0	5	1	4	400.0



(前頁のつづき)

次に、令和2年(3月末現在)の休業4日以上(以下「休業4日以上」)の死者数は、全産業で53人と前年同期と比べて、21人、65.6%増加し、特に建設業で223%増加しています。これは、脚立や屋根端からの墜落・転落災害が増加していることが大きく起因しています。

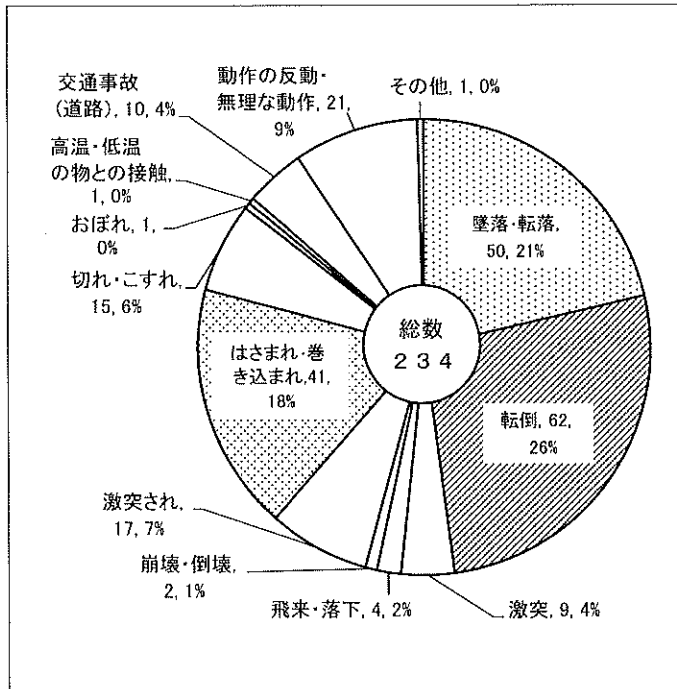
また、令和2年は、2月以降に重篤な労働災害が多発し、4月には林業の伐木作業で死亡災害が発生しており、

鳥取労働局及び米子労働基準監督署から緊急に災害撲滅に向けて要請したところです。(資料1参照)

各会員事業場におかれましては、労働災害防止のため、要請した内容を踏まえて、基本的な安全管理事項がなされているか、今一度確認をお願いするとともに、引き続き、安全「見える化」とっとり運動、「STOP! 転倒災害プロジェクト」への積極的な取り組みをお願いします。

グラフ1 事故の型別労働災害発生状況

(米子労働基準監督管内の休業4日以上(以下「休業4日以上」)の死傷者数、令和元年確定値)



資料1

令和2年4月8日付け鳥取労働基準0408第4号「職場における死亡災害撲滅に向けた要請」により取り組みを要請した事項

- 1 経営トップの参加の下に安全衛生パトロールを実施するなど、職場における安全衛生管理活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等にその職務を確実に実施させるなど、事業場の安全衛生管理活動を積極的に行うこと。
- 3 各作業における安全作業マニュアルの遵守徹底を行うこと。
- 4 雇入れ時教育(外国人労働者への母国語等を用いた安全衛生教育を含む)・配置転換時の教育など安全衛生教育を効果的に実施すること。

# 着任あいさつ

監督課長 坂本 年紀

このたび、4月1日付で米子労働基準監督署監督課長として赴任いたしました坂本と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。

鳥取県労働基準協会西部支部並びに会員の皆様におかれましては、私ども労働基準行政の業務運営につきまして、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

米子労働基準監督署では令和元年度から働き方関連法案が順次施行されたことを受け、本年度も各企業への訪問や説明会を通じて、時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得などの関係法令の内容について、きめ細やかな相談・支援を通じた法令の趣旨・内容の理解の促進等に努めてまいります。

また、過重労働による健康障害防止対策等につきましても法令の趣旨や内容を十分理解していただけるよう具体的な取組方法について、できるだけわかりやすい説明に努めてまいります。

今年度も引き続き、貴支部、会員の皆様の私どもの行

政に対するご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

労災課長 赤井 淳一

このたび、4月1日付で労災課長に着任した赤井と申します。

これまで、入省して26年間のうち15年間、労災補償業務に携わって参りました。しかしながら、課長職は初めてであり、不慣れな部分もごさいますが、皆様にも少しでもお役に立てるよう、そして早く慣れることができるよう、努めて参ります。

さて、労災補償行政の運営に当たっては、被災労働者及びその遺族等への迅速・適正な保護を図ることが求められています。このため、請求人の視点に立ち、懇切・丁寧な説明を行う等、1つ1つの労災請求事案や相談にしっかりと対応していきたいと考えています。

最後に、貴協会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念しまして着任の挨拶とさせていただきます。

# 中部支部だより

## 2019年の中部地区の労働災害発生状況について

令和元年（平成31年）の中部地区の労働災害は、全産業で、死亡災害は1件（平成30年は1件）、休業4日以上死傷者数は98件（平成30年より2件、2.1%増加）となりました。

労働災害の発生件数が多い業種とその件数を順にみていきますと、建設業が25件、製造業が21件、運輸交通業と卸小売業がいずれも11件、となっています。

発生状況を事故の型別でみると、「墜落・転落」、「転倒」が圧倒的に多く、この2つの事故の型で、全体の約半数を占めている状態です。

昨年よりも労働災害が増加した業種としては、先に申しました発生件数が多い業種が挙げられ、建設業が昨年よりも3件増、製造業が昨年よりも3件増、運輸交通業が昨年よりも4件増と、鳥取労働局が推進している第13次労働災害防止推進計画において重点業種としている業種において、労働災害発生件数が増加している状態となっています。

業種と事故の型の関係でみて、最も多い事故の型を挙げると、建設業では「墜落・転落」が10件、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」が5件、運輸交通業では「墜落・転落」が5件であり、全ての業種で、「転倒」の件数が全体的に多い状態となっています。

建設業における墜落・転落においては、はしご・脚立から墜落する災害が多く発生しています。業種問わず、はしごを使用する際は、はしごの固定を行い、足元に滑り止めの措置を行うこと、脚立を使用する際は、天板上での作業はせず、上から2段目、3段目の踏さんで作業を行うこと、はしご・脚立ともに、作業時には墜落時保護用の保護帽を着用することが必要です。

運輸交通業（道路貨物運送業）における墜落・転落災害のほとんどがトラックの荷台や積荷の上で発生しています。「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」による災害防止対策において、荷締め等は荷や荷台の上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする、荷台への昇降は昇降設備を使用し、昇降の際は三点確保を行うこと等の事項を定めており、ガイドラインに基づいて作業手順を定めていただき、徹底を図ることが重要です。

転倒災害については、業種問わずに発生しており、特に冬季降雪時に多くなっています。安全通路を設け、凍結場所を歩かない、履物を滑りにくいものにする等の対策が重要となります。

新型コロナウイルスの影響により、人手や時間が足りない状況ではございますが、作業手順等を遵守し、安全作業を行われるようお願いいたします。

## 令和2年度定期会員会議の開催を中止

新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、4月20日に開催を予定していた「定期会員会議」を中止しました。

そのため、4月13日（月）開催の幹事会において承認された「令和元年度収支決算」及び「令和2年度事業計画・収支予算」に基づき運営していくこととなりました。

### 令和元年度 収支決算書

#### （経常収益）

科目	予算額	決算額
会費収入	2,950,000	2,937,392
事業収益	7,250,000	8,939,110
雑収益	200,000	228,604
当期収入合計	10,400,000	12,105,106

#### （経常費用）

科目	予算額	決算額
事業費	9,196,000	9,536,389
管理費	738,000	648,043
当期費用計	9,934,000	10,184,432

### 令和2年度 収支予算書

#### （経常収益）

科目	令和2年度予算額	令和元年度予算額
会費収入	2,920,000	2,950,000
事業収益	8,350,000	7,250,000
雑収益	200,000	200,000
当期収入合計	11,470,000	10,400,000

#### （経常費用）

科目	令和2年度予算額	令和元年度予算額
事業費	9,841,000	9,196,000
管理費	757,000	738,000
当期費用計	10,598,000	9,934,000

## 特別教育・講習等の延期のお知らせ

中部支部で開催を予定しておりました次の特別教育・講習等は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期することとしました。また、日を改めてご案内致しますので、ご了承願います。

#### ①「安全衛生推進者養成講習」

（5月20日・21日予定分）

#### ②「フルハーネス型墜落制止器具使用作業特別教育」

（5月29日予定分）

#### ③「巻上げ機運転業務特別教育」

（6月4日・5日予定分）

#### ④「安全管理者等研修会」

（6月22日予定分）